

霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第1回)・(第6回幹事会)

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。茨城県知事様、水戸市長様が若干遅れられておりますけれども、定刻でございますので、ただいまより第1回霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び第6回幹事会を開催いたします。

議事に入ります前に、議事の進行に関連しまして4点ほど確認させていただきます。

1点目でございますが、本日配付しております資料につきましては、お手元の配付資料一覧にお示ししているとおりでございます。事前に事務局で確認しておりますので、資料の配付漏れはないと思っておりますけれども、配付漏れがございましたら、お気づきになった時点でお申しつけください。よろしく申し上げます。

2点目でございます。マスコミの方にお知らせします。記者発表の際にもお知らせしておりますけれども、カメラ録りは冒頭部分のみとなっておりますので、よろしく申し上げます。

3点目でございます。本日のご出席者のご紹介でございますが、本来であればお一人ずつご紹介すべきところですが、会議の時間も限られておりますので、配付しております出席者名簿により、出席者のご紹介に代えさせていただきますと思います。

最後、4点目でございます。本会議につきましては、本検討の場の規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室のテレビ傍聴室に公開しております。また、あわせまして、整備局職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。取材及び別室でのテレビ傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に添って、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

それでは、早速でございますが、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。議事次第の2番でございます、「挨拶」ということで、関東地方整備局長の深澤よりご挨拶させていただきます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○局長

関東地方整備局長、深澤淳志です。

本日は、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び第6回幹事会の合同会議の開催に当たりまして、年度末の大変お忙しい中、関係する地方公共団体の皆様方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ダム事業の検証につきましては、国土交通大臣からの指示に基づき、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に従いまして、全国で検討が進められてきているところであります。このうち、関東地方整備局管内の直轄事業における検証対象ダムの1つであります八ツ場ダム建設事業につきましては、検証が終わり、今年の1月にダム本体建設工事の入札契約の手続を開始したところであります。これまでの皆様のご協力に、改めまして厚く御礼申し上げます。

本日ご説明させていただきます霞ヶ浦導水事業につきましても、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に従いまして、検証に係る検討を進めてきたところであります。これまで、5回の関係地方公共団体からなる検討の場の幹事会を通じまして、認識を深めつつ進めてまいることができましたことに対して、心より御礼を申し上げます。本日は、これまでの検討経緯や対応方針（原案）案につきましてご説明をさせていただきます。

甚だ簡単でございますけれども、開会に当たりまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしく願いいたします。

○河川調査官

誠に申し訳ございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、議事次第の第3及び第4につきまして、資料を使ってご説明をさせていただきます。

○河川計画課長

それでは、議事次第の3及び4について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、お手元に資料1をご用意ください。1ページ目は霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討の経緯につきまして、フロー図でお示ししてございます。霞ヶ浦導水事業につきましては、黄色で着色した枠囲みでお示ししていますように、これまで延べ5回の幹事会を開催し、中央の水色で着色しているような手順で検討を進めてきております。また、右のオレンジで着色した枠囲みにありますように、パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を行ってまいりました。本日は平成26年3月27日でございますが、資料の右下のほうに黄色で着色してあります第1回検討の場、第6回幹事会に当たり

ます。

今後は、関係地方公共団体の長及び関係利水者の皆様から、改めて書面にてご意見を頂戴いたします。その上で対応方針の原案を作成しまして、関東地方整備局の事業評価監視委員会のご意見をお聞きし、対応方針(案)を国土交通本省に報告する予定でございます。

2ページ目は、関係地方公共団体からなる検討の場、幹事会の開催状況を表でお示ししてあります。幹事会につきましては、これまで通算5回開催してございます。各回の内容につきましては右側の欄にお示ししているとおりでございます。

3ページ目、検討の主な内容について俯瞰できるように整理してございます。一番上になりますが、霞ヶ浦導水事業は水質浄化、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的を有してございます。これまでの検討では、この3つの目的別に、まず目標の設定を行いまして、その後、複数の対策案の検討と概略評価、それから評価軸ごとの評価、目的別の総合評価を行いまして、その上で、検証対象ダムの総合的な評価を行ってまいりました。

例えば、一番左側の水質浄化でございますが、目標の設定としましては、霞ヶ浦でCODが5mg/L台前半、桜川でBODが5mg/L以下、千波湖においてCODが8mg/L以下、夏期においても8mg/L以下に設定いたしました。次に、280の技術を参考にして組み合わせて、この中から6つの水質浄化対策案を検討しました。これらの対策案について、7つの評価軸について評価軸ごとの評価を行い、水質浄化について目的別の総合評価を行いました。右側の新規利水と流水の正常な機能の維持につきましても、水質浄化とおおむね同じ流れで検討を行いました。その上で、一番下の箱になりますが、検証対象ダムの総合的な評価を行いました。目的別の総合評価と検証対象ダムの総合的な評価の内容につきましては、4ページから7ページにお示ししております。

まず、4ページ目は水質浄化に関する目的別の総合評価をお示ししております。

1)は、一定の「水質浄化」を達成することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

2)は、時間的な観点から見た実現性として、10年後には全ての案において「水質改善」を達成することが可能となると想定されることを記述しております。

3)は「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については、1)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、水質浄化において最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

5ページは新規利水に関する目的別の総合評価をお示ししております。

1)は、一定の「目標」を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

2)は、「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「現計画案」であることを記述しております。

3)は、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

6ページ目は、流水の正常な機能の維持に関する目的別の総合評価をお示ししております。

1) は、一定の「目標」を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

2) は、「時間的な観点から見た実現性」として10年後に「目標」を達成することが可能となると想定される案は「現計画案」であることを記述しております。

3 は、「持続性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」の評価軸については1)、2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

7 ページ目は、検証対象ダムの総合的な評価をお示ししております。

水質浄化、新規利水及び流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案はいずれも「現計画案」となり、全ての目的別の総合評価の結果が一致した。よって、検証対象ダムの総合的な評価の結果として、最も有利な案は「現計画案」であることを記述しております。

8 ページ目は、報告書（素案）に対するパブリックコメント並びに学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取についてお示ししております。パブリックコメントは報告書の素案を作成した段階で行い、広く意見募集を行いました。募集期間は平成26年1月31日から3月1日、意見提出者は延べ21名でございます。

また、意見聴取につきましては、パブリックコメントを行った上で、学識経験を有する者、関係住民から行いました。

学識経験を有する者からの意見聴取は、平成26年3月3日から25日までの間で46名の学識経験を有する者からご意見をいただきました。関係住民からの意見聴取は、平成26年3月2日から4日までの3日間で13名の方からご意見をいただきました。

パブリックコメントでいただいたご意見は、参考資料1に掲載しております。また、学識経験を有する者及び関係住民からいただいたご意見につきましては資料3、こちらのファイルでとじているものでございますけれども、そちらのほうに掲載しております。

資料1の9ページ目をごらんください。9ページ目は対応方針（原案）の案をお示ししております。

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、霞ヶ浦導水事業については「継続」することが妥当であると考えられるという原案の案をお示ししてございます。資料1の説明は以上でございます。

その他の資料につきましては、時間のご制約もございますので、簡潔にご説明させていただきます。

まず、資料2をごらんください。パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方でございます。資料2では、いただいたご意見を踏まえた論点と、その論点に対するご意見の例、それに対する検討主体の考え方を表にして整理しております。

資料3は、霞ヶ浦導水事業検証に係る検討報告書（原案）案でございます。

参考資料2に、報告書素案から変更した箇所を赤書きでお示ししております。

以上で説明を終わります。

○河川調査官

私どもが用意した資料は以上でございます。

◆討議

○河川調査官

これから、議事次第の第5番、「討議」に入りたいと思います。ご発言のある方は、大変お手数でございますけれども、挙手の上、お手元にありますマイクのスイッチをオンにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

茨城県知事、よろしくお願いいたします。

○茨城県知事

遅れてしまって申し訳なかったのですが、今、結論のほうはしっかり聞かせていただきました。大変長いことをかけて慎重な検討をしていただいた結果、継続することが妥当であるという結論ということで、私どもとしては大変に安堵をしております。

説明の中でも何度も述べられていたと思いますけれども、水質浄化、あるいはまた利水、あるいはまた利根川、あるいは那珂川の濁水対策、そういった諸々の面から見ての必要性というものを、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず、霞ヶ浦の水質浄化ということでありますけれども、一昨年ですか、アオコが大量に発生をいたしました。ある場所では、昔、ビー玉ってありましたよね、あれを乗せても落ちない、そんなに出てくるぐらいひどい状況にあったわけでございまして、これを何とかするには、もう導水事業しかないのかなというのが、私の率直な考え方でございます。

これまで、霞ヶ浦の浄化についてはいろいろやって参りました。しかし、昭和40年ごろ60万人だった周辺人口が、今は100万人近くになっている。そして産業活動も大変活発になってきているということで、大変CODが上がって参ったわけでございまして、一番高いところで、昭和54年度にリッター当たり11ミリグラムぐらいという時代もありました。今、いろいろやっていただいて、ある程度下がってきたけれども、まだまだ、「泳げる霞ヶ浦」、後で土浦市長から話があると思いますけれども、そのレベルにはほど遠い状況にございます。そして、いろいろな事業としては、私ども下水に相当なお金をつぎ込んで参りました。あるいは浚渫、これも国のほうで、本当に、これ以上ないぐらいの大規模な浚渫をやっていただいております。今、覆土その他の作業を進めてもらっています。そういったこともやって参りました。

また、森林湖沼環境税というのを、私ども、お一人から1,000円ずつ負担いただいておりますけれども、そのうちの半分は、霞ヶ浦の浄化に使うことにしております。大体16億円ぐらい入って参りますが、8億円は専ら霞ヶ浦の浄化に使おうということで、これまで、さまざまな事業をやっております。

ご承知のとおり、水質悪化を防ぐために、例えば農業関係1つをとってみても、肥料の開発などをやれば、少しずつ溶けていって、吸収の割合が高くなって湖水の方に流れこま

ないようにするとか、さまざまなことをやってきておるところでありますし、また、レンコンあるいはまた畜産、そういった産業が盛んですから、どうしてもいろいろな意味で汚れてしまう。それを一生懸命、我々としての対策を講じて参ったわけではありますが、本当のところを言いますと、これ、幾らやっただって限界があるなど。そういった点では、やはり導水事業というものをぜひ実施してもらいたいと思っております。

先ほど申し上げた森林湖沼環境税で、例えば高度処理型浄化槽導入に当たって、例えば市町村設置型というのでやると、加入者の負担は11万3,000円まで、極端に下げているのです。我々は本当に、もう、これ以上ないぐらいいろいろ、下水とか、あるいはまた高度処理型合併処理浄化槽の導入ということについて力を入れて参りましたが、やはり先ほど申し上げました、周りから面源負荷というか、そういうものがどうしても入って参りますので、それを何とかするためにも、今申し上げたような形でやっていただきたいと思っておりますし、それから千波湖、後で水戸市長の方からお話があると思っておりますけれども、これもまた一番高いところで、これはリッター当たり38ミリグラムまでCODがいておりまして、今、農業用水路を活用して水を持ってきていますので、ある程度、10ミリグラム／リッターぐらいまで下がってきておりますけれども、これもしかし、どうやればアオコの発生が抑えられるのかということで、来年度から、霞ヶ浦でいろいろ実験をしてきた経験が我々にはありますので、それを千波湖の方でもやってみようかということで、例えばアオコ発生抑制装置の設置、あるいはアオコの攪拌回収等を、市と協力しながらやっていくことにしておるところでございます。

それからもう一つの利水対策、新規都市用水の確保という点では、今どきそういうところもあるのかと思われるかもしれませんが、我々、いろいろ暫定水利権を獲得させていただいて、例えば工業用水の給水区域におきましては、大きいのは東京電力の火力発電所があります。今まで100万キロワットでございました。昨年の12月からまた100万キロ増えて、さらにあと60万キロ増やそうという計画になっておりまして、これは相当量、何千トンという量の需要になってまいります。また、一方では水道水ということで、県央地域、水戸周辺の地域に約70万人おりますけれども、そこへ水道水を給水しておるところでございます。工業用水道の方には、今申し上げた、大変急激に伸びていく以外に、例えばJ-PARCというのがありますけれども、これは大強度陽子加速器という世界最先端のものでございますけれども、これもものすごい水を使うのです。いろいろなもので水を使っております、日立製作所もあります。そういったことで、大変この新規都市用水の確保ということについては、私どもとしては暫定水利権ではなくて、しっかりした水利権を早く確保したいなという思いを強くしておるところでございます。

そのほか、渇水対策ということでは利根川が24年、25年、2年連続で10%の取水制限が実施されておりますし、さらに那珂川におきましても、今年のゴールデンウィーク後半から、渇水に伴う塩水遡上が発生しております。これは農業用水にとっては大変な危機になってくるわけでありまして、また、県の企業局の取水場においても一時的に緊急停止をしなければいけない状況になっている。そういった点で、先ほど申し上げましたように、この霞ヶ浦、千波湖の浄化、あるいはまた新規の都市用水の確保、あるいはまた渇水対策、そういった、あらゆる面から見て、私どもとしては霞ヶ浦導水事業を積極的に進め

てほしいということをお願いをしてきたところでありまして、今回の、妥当であるという検証、会議の意見を受けて、一日も早く国土交通大臣のもとでしっかりした方向を決めて、事業にかかってもらえたらと思っております。

そしてまた、だいぶ延びましたので、経費をどうやって安くするかという点で、そちらの方につきましても、ぜひ、皆様方の精一杯のご尽力というものをお願い申し上げたいと思っております。

以上です。

○河川調査官

千葉県副知事、お願いします。

○千葉県知事代理

千葉県でございます。

今回、客観的な基準により霞ヶ浦導水が有利であるということが示されまして、事業継続が妥当との結論に至ったことを率直に受けとめさせていただきたいと思っております。

先日、私も現地を見せていただきまして、那珂川の機場ですとか地下の導水路なども拝見いたしましたけれども、施設の整備状況など随分進んできているなという印象を受けました。

千葉県におきましては水源の約3分の2を利根川水系に依存しておりまして、利根川と流域が異なる那珂川水系とを結ぶという本事業は、利根川の利水安全度を高める上でも有効な施設であると認識をしております。

事業継続と決まりましたら、コスト縮減の観点からも早期の完成を目指していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○河川調査官

東京都副知事、お願いします。

○東京都知事代理

東京都でございます。

霞ヶ浦のこの導水事業は、東京都にとっても安定給水上欠かせない事業だと、こう思っております。今回、鋭意ご検討いただきまして、継続が妥当という方針が示されましたが、利水上最もすぐれているというこの検証結果は当然だろうと思っております。この上は、早期に工事の再開をいたしまして、一日も早く事業を完成させていただきたいと、こう思っております。

また、お二方から話がありましたが、徹底したコストの縮減を図っていただきまして、事業費の圧縮に努めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○河川調査官

埼玉県副知事、お願いします。

○埼玉県知事代理

埼玉県でございます。

この霞ヶ浦導水につきましては、埼玉県にとりまして利水のため必要不可欠な施設でございます。この検証によりまして、コストや実現性の観点から霞ヶ浦導水事業に勝る代替案がないということが確認されたところでございます。

埼玉県の水道水の水利権につきましては、暫定水利権が3割を占めております。この不安定な暫定水利権を解消するため、それから、首都圏の利水安全度を高めるためにも霞ヶ浦導水の建設が急務であると考えております。今回の検証結果に沿った対応方針を速やかに決定していただき、導水路などの工事を再開して事業を進めていただきたいと思いますと考えております。

なお、実施に当たりましては徹底したコストの縮減を図るとともに、工期の短縮にも努めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○河川調査官

水戸市長、お願いします。

○水戸市長

まずもって、遅れましたご無礼をお許しいただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

先ほどちらっと、茨城県の橋本知事の方からもお話があったんですけども、水戸市の中心街に一級河川の桜川と、それから千波湖という湖があります。これは日本三名園の偕楽園に接しているところでありまして、その一帯というのが、水と緑豊かな、自然環境に大変恵まれておりまして、都市に潤い、安らぎを与える、まさに水戸市のシンボル空間でもあります。市民の方々の憩いの場所であると同時に観光拠点でもあるということで、多くの観光客が訪れる場所でもあります。しかしながら、先ほどもお話がありましたとおり、この千波湖においてもアオコが大量に発生しておりまして、悪臭を放っているという現状もあります。市民はもとより、水戸を訪れる観光客の方々からも、水質浄化が強く求められています。

こういった中、本市では、桜川においては那珂川や周辺湧水からの清水の導水、それから流域での公共下水道の整備であるとか、あるいは高度処理型の合併浄化槽の普及促進を図ってきました。それと同時に、千波湖内においてはジェット・ストリーマーという攪拌する機械の設置、アオコの直接回収を進めてきました。さまざまな浄化対策に取り組んできました。そして、先ほど橋本知事からもありましたとおり、26年度には新たにアオコ対策の実証実験を、茨城県と連携して進めることにいたしております。

それから水質浄化について、市民の関心も非常に高いものですから、ビオトープの整備であるとか市民体験型の環境学習会など、市民と行政との協働の事業もさまざまに展開を

しているところであります。

しかしながら、なかなかそういう小技では決定打が打てないというような状況にございまして、CODの値は若干良くなっているのですが、アオコがもう、見た目もこのテーブルと同じような色、これよりひどいくらいの色に、夏場から11月ぐらいにかけてはなってしまうというのが現状であります。やはり、いかに水をいっぱい取り込んで、それを攪拌して外に出すかという、その量によってくるんだと思います。しかしながら現状においては水の調達先がありません。知恵を絞って探しているのですが、それもなかなかないというような現状でありまして、やはりこの桜川と千波湖の水質浄化に向けてはさまざまな事業を実施しているのですが、先ほど申し上げたとおり、根本的な解決策に至ってないということでありまして、やはり根本的な改善策に向けては、霞ヶ浦導水事業が最も効果的であるという認識をいたしておきまして、事業継続を決定していただいて、そして工事を再開していただくように強く求めるところでございまして。

これから観光集客に非常に力を入れようということで、観光都市水戸を目指しているところでありますから、やはりこの千波湖の浄化というのは非常に大きいものと認識しております。そういう意味でも、何としても、それまでに水質浄化の一定の成果というのも出していきたくて思っておりますので、特に水戸トンネルを早期に運用を開始して、そして桜川、千波湖への導水事業を先行実施していただくことも、あわせて強く求めておきたいと思っております。

ただ、一方で、私たちは那珂川とともに生活があり、那珂川を基盤に生活をしているといっても過言ではないということでもありまして、やはり那珂川の自然環境であるとか、動植物の生態系、さらには生活環境への影響を懸念している方も少なくありませんので、工事再開、あるいは完成後の運用に当たりましては、魚類の迷入防止であるとか、あるいはシジミ、アユなどの水産資源への対策というものをしっかり講じて工事を進めていただき、そして運用のほうもしっかり、その辺のところを注意しながらやっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○河川調査官

土浦市長、お願いします。

○土浦市長

土浦市長の中川です。

本日、霞ヶ浦導水事業の検討の場に参加をさせていただきまして、本当にありがとうございます。また、先ほど、霞ヶ浦導水事業の継続が妥当であるという方針が出されたことに対しまして、ほっとしているといいますか、大変うれしく思っている次第でございます。

ご存じのように、土浦は霞ヶ浦のすぐ脇にございます。霞ヶ浦導水事業の目的の1つであります霞ヶ浦の浄化というものにつきましては、先ほど知事、水戸市長からもお話がありましたけれども、私ども土浦市も、主要施策の1つに掲げております。公共下水道等の生活排水処理施設の整備、それから啓発活動、環境教育、そしてまた子どもたちの環境学

習、積極的に取り組んでいるところをごさいます、これまで、さまざまな水質保全対策というものを進めてまいりました。

また、私が会長を務めております霞ヶ浦問題協議会というのがございまして、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦として、協議会を形成する流域21市町村で構成しておりますけれども、それに参加する清掃イベントを今月初めに実施をいたしました。この活動は昭和49年から、毎年3月と8月の年2回実施をしているものでございまして、現在で81回を数える一大イベントでございます。このような大規模な清掃活動というものはおそらく例がないのではないかと考えておりますが、それだけやってもなかなかきれいにならないというのが実情であります。

しかし、霞ヶ浦はもとより、霞ヶ浦に流入をしております河川の水質は改善傾向というものは示していると思っておりますが、環境基準を達成するには至っていないということでございまして、いろいろな努力をしたのですけれども、改めてその難しさというものを痛感しているところでございます。

特に、先ほどもお話に出ました、しばらく鎮静化していたアオコが平成23年に大量発生をいたしまして、この発生したアオコが風に吹き寄せられ、土浦港、そして周辺河川の下流域にまで堆積をして、腐敗をして悪臭を放つという事態にまで至りました。当然テレビ等にも放映をされますので、霞ヶ浦のイメージというものを悪化させていると思っております。このように、霞ヶ浦の浄化に打つ手がない状況におきまして、霞ヶ浦導水事業に対しましては、最後の切り札ということで、非常に大きな期待を寄せておりました。

かつて、私たち霞ヶ浦流域の住民にとりましては、川や湖が遊び場ございました。そこでさまざまなことを学びました。私も霞ヶ浦で水泳を覚えた1人でありましてけれども、霞ヶ浦にきれいな水を取り戻す、そのころを取り戻すということが、この土浦を含めて、流域住民100万人の切なる願いであるというふうに、いろいろな方から聞きます。

今回、妥当であるという方向性、方針が打ち出されました。今後は霞ヶ浦浄化効果の早期発見のために、事業継続を早急に決定していただきまして、一日も早く工事を再開していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○河川調査官

香取市様、お願いします。

○香取市長代理

香取市の建設水道部の竹本です。市長を代理してご意見をさせていただきます。

香取市は市の北部を利根川が貫縦してございまして、江戸時代から河川舟運で栄えて、また現在は、関東一の米の産地となっております。そういうことから、利根川から水の恩恵を受けてきたという経緯がございます。

また、県境を流れる常陸利根川、これが市の北部に接してございまして、千葉県内で唯一霞ヶ浦流域を持つ基礎自治体でございます。霞ヶ浦流域となっている利根川以北の水郷地帯は、市内でも有数の米の産地となっているということと、また、東洋一、400種、1

50万本の花菖蒲が咲く水生植物園があること。また、加藤洲十二橋という観光面でも重要な地域になっております。香取市としましては、これら地域の実情から、下水道や農業集落排水など、霞ヶ浦流域における様々な水質改善施策が進められて、霞ヶ浦の水質が向上することを期待しております。

今回の霞ヶ浦導水事業の検証では、水質浄化、新規利水、流水の正常な機能の維持、これら3つについて、いずれも現計画案が有利とされておりますので、事業を進めることについて異論を申し上げるようなことは当然なく、事業を完成させていただいて、事業効果、特にその中でも水質改善効果を早期に発揮されることを望んでおります。

どうぞよろしく申し上げます。

○河川部長

では、よろしゅうございますでしょうか。関東地方整備局河川部長の泊と申します。大変お世話になっております。

私のほうから、実務的なことも含めまして、今後の対応について少しお話をさせていただきます。先ほどの資料説明と若干重複いたしますけれども、私どもこれまで、検証に係る検討を進めて参りまして、報告書を整理して参りました。それで、対応方針（原案）案として、「継続」をお示しさせていただいたところでございます。

この後、関係地方公共団体の長及び関係利水者の皆様から改めて書面でご意見を頂戴いたします。その上で対応方針の原案を作成し、関東地方整備局事業評価監視委員会のご意見をお聴きし、対応方針（案）を国土交通省本省に報告する予定です。

国土交通本省におきましては、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見をお聴きし、国土交通大臣が対応方針を決定されるものと承知をしております。これらが速やかに進んでいきますよう、関東地方整備局としてもできる限り努力をして参ります。

関東地方整備局では、さまざまな事業の実施に当たりまして、コストの縮減や工期の短縮に努めてきているところでございますけれども、霞ヶ浦導水事業につきましては、国土交通大臣の対応方針が継続となった場合には、関係者のご協力をいただきながら、コストの縮減、工期の短縮に努力をして参る所存でございますので、今後ともご協力のほど、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○河川調査官

ほかに、ご発言はございませんでしょうか。

○茨城県知事

最短で、どれぐらいで事業再開できるのですか。

○河川部長

まず、国土交通本省から方針が示された上で、我々としても進めて参りますので、きょうの段階では、ご容赦いただきたいと思います。

○河川調査官

ほかは、よろしゅうございますか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、最後に関東地方整備局長の深澤から閉会のご挨拶を申し上げます。

○局長

本日は、ご出席誠にありがとうございました。今後の手続につきましては、先ほど河川部長から申し上げたとおりでございます。所定の手続をきちんと経て、最終的には、この検討の結果を国土交通本省に報告していくこととしたいと思います。関東地方整備局といたしましては、この検証に係る検討について、今後とも着実に対応して参る所存でございますので、引き続き関係する皆様のご協力、よろしく申し上げたいと思います。

以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

○河川調査官

それでは、これを持ちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —